

(目的および名称)

第1条 日本労働社会学会は、会員の将来性のある優れた研究を表彰し、さらなる研究発展を支援するため、「日本労働社会学会奨励賞」(以下、奨励賞と略す)を設ける。

(受賞資格者)

第2条 奨励賞の受賞資格者は、原則として本学会に2年以上継続して在籍し、当該年度において満40歳以下の会員または修士号取得後16年未満とする。

(審査対象)

第3条 奨励賞の審査対象は「著書」の部と「論文」の部との2部門とする。

(2) 奨励賞「著書」の部となる著作物は、表彰年度前年の1月1日から12月31日までの間に公刊された著書とする。本学会会員による単著を原則とし、共著の場合は執筆者全員が受賞資格を満たす本学会員でなくてはならない。同一人が「著書」の部において再度受賞することはできない。

(3) 奨励賞「論文」の部の対象となる研究は、表彰前年度の本学会『年報』『ジャーナル』に掲載された論文とする。本学会会員による単著を原則とし、共著の場合は執筆者全員が受賞資格を満たす本学会員でなくてはならない。同一人が「論文」の部において再度受賞することはできない。

(表彰)

第4条 奨励賞の表彰は、全国大会の総会においておこなう。

(選考委員会)

第5条 奨励賞の選考のために選考委員会を設ける。選考委員会は、幹事会が委嘱した若干名の委員によって構成される。

- 2 選考委員会は委員の互選により、1名の委員長を選出する。
- 3 選考委員の氏名は会員に公表する。

(選考委員の任期)

第6条 選考委員の任期は2年とし、重任しないものとする。

(選考方法)

第7条 選考委員会は、日本労働社会学会会員から奨励賞の推薦(自薦・他薦)を受け付ける。推薦の期間および方法は、選考委員会が決定し、幹事会の承認を得た上で公表する。

- 2 選考委員会は、候補著作、候補論文について選考をおこなう。
- 3 選考委員会は、選考結果を幹事会に報告し、幹事会の承認を経て、受賞者に通知する。

(附則)

1. 本規程は、2003年11月1日から施行する。